

確定申告は 正しくお早めに

今年も申告の時期が近づいてきました。必要な書類など早めの準備をお願いします。
なお、離島地区申告相談について詳しくは別に配布しているチラシでご確認ください。

申告の日程 ※土・日曜日、祝日は受付できません

申告区分と受付会場		受付日	受付時間
還付申告 役場1階 相談室 ※年金収入だけの方の住民税申告や、医療費控除に該当する方などの相談も可		1月22日(月)～3月15日(木) ※1月29日～2月2日は離島地区申告のため受付できません。	午前9:00～午後5:00
申告相談	焼尻研修センター	1月29日(月)	午後1:00～午後5:00
		1月30日(火)	午前9:00～午後5:00
	天売研修センター	1月31日(水)	午後1:00～午後5:00
		2月1日(木)	午前9:00～午後5:00
	川北老人福祉センター	2月9日(金)	午前9:30～午後4:00
役場1階 相談室	2月16日(金)～3月15日(木) ※2月9日は川北老人福祉センターのみ	午前9:00～午後5:00	

申告をすると税金が還付される方（還付申告）

- ▶ 源泉徴収や予定納税をした税金が納め過ぎの方
- ▶ 医療費が10万円を超える方(所得が200万円以下の方は、その5%を超える額)
※入院給付金・高額療養費等の医療費を補てんする保険金等は除きます。
- ▶ 健康保持増進の一定の取組を行い、特定医薬品等を1万2,000円以上購入した方
※従来の医療費控除との重複はできません。
- ▶ 控除対象となる寄付金が2千円を超える方
- ▶ 借入金等によって、住宅を取得又は増改築した方
※対象となる要件を満たしている必要があります。

申告に必要なもの

- ▶ 印鑑
- ▶ 「マイナンバーカード」または「通知カードおよび免許証等の身分証明書」
- ▶ 通帳(口座情報がわかるもの)※還付申告の場合
- ▶ 給与所得者・・・「源泉徴収票」、年金所得者・・・「源泉徴収票(ハガキ)」、
営業・不動産・農業・漁業所得者・・・「収入内訳書(完成されたもの)」、「必要経費を確認できる書類」

【各種控除を受ける場合に必要なもの】

- ① **医療費控除**・・・「医療費控除の明細書」(役場でお渡ししています)
 - 今年度から領収書の添付は必要ありません。5年間保存してください。
 - 健康保険組合等からの「医療費のお知らせ」があれば、病院・治療者ごとの記入が省略できます。なお、「医療費のお知らせ」がない場合は、病院・治療者ごとにまとめた明細書を作成していただきます。
- ② **配偶者・扶養控除**・・・配偶者、扶養者の所得が分かるもの(源泉徴収票など)
- ③ **社会保険料・生命保険料・個人年金保険料・地震保険料控除**・・・「領収書」または「控除証明書」
- ④ **障害者控除**・・・「障害者手帳」または「認定書」
※「認定書」については情報プラザ(10ページ)をご覧ください。
- ⑤ **寄付金控除**・・・「領収証」または「証明書」など

忘れずに申告を！

次の方は収入の有無に関係なく申告が必要です

- 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険等に加入している方
- 乳幼児医療、ひとり親医療、重度心身障害者医療等の制度の受給対象となる方
- 児童扶養手当や特別児童扶養手当の対象となる方
- 国民年金の免除申請をする方
- 町営住宅等に入居している方
- 所得課税証明が必要となる方 など

☞ 確定申告に関するお問い合わせ

留萌税務署 ☎ 0164-42-0661 財務課税務係 ☎ 68-7002(係直通)

